

—令和4・5年度—
**静岡市測量・建設コンサルタント業務等
 入札参加資格審査申請書作成の手引**

1 資格審査申請書

<様式1-1>

様式1-1

(用紙A4)

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント業務等)

令和4・5年度において、静岡市で行われる測量・建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加するため、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
 (宛先)静岡市長及び静岡市公

<記載例>

7～12は、本社・本店から、支社・支店等へ委任する場合に記入する。
 支社・支店等があっても、委任しないときは記入しない。

<1～6 本社又は本店に関する事項(主たる営業所)>

1 本社(店)郵便番号 **420 - 8602**
 フリガナ **シズオカケンシズオカシアオイコウテマチ**

2 本社(店)所在地 **静岡県静岡市葵区追手町5番1号**
 フリガナ **シズオカセッケイジムシヨ**

3 商号又は名称 **静岡設計事務所 株式会社** **「カブシキガイシャ」等法人種別は記入しない。**
 フリガナ **シズオカ タロウ**

4 役職 **代表取締役**
 フリガナ **シズオカ タロウ**
 代表者氏名 **静岡 太郎**

5 本社(店)電話番号 **054-221-1027**

6 本社(店)FAX番号 **054-221-1028**
 フリガナ **ヤマダ タロウ**

13 担当者氏名 **山田 太郎**

14 担当者電話番号 **054-221-1027**
 (内線番号 **2385**)

17 書類作成者
 郵便番号 **〒**
 住 所 **〒**
 氏 名 **山田 太郎** **登録されている事業があれば記入する。その際、登録証明書(写)等を添付すること。**
 電話番号 **054-221-1027**

18 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	12345	平成23年4月1日	建築士事務所	12345	平成23年4月1日	建設コンサルタント	12345	平成23年4月1日
補償コンサルタント	12345	平成23年4月1日	不動産鑑定業者			土地家屋調査士		
地質調査業者	12345	平成23年4月1日	司法書士			計量証明事業者(測量)		
計量証明事業者(首任)			計量証明事業者(振動)					

<7～12 委任する支店等に関する事項>

7 支社(店)郵便番号 **420 - 8602**
 フリガナ **シズオカケンシズオカシアオイコウテマチ**

8 支社(店)所在地 **静岡県静岡市葵区追手町5番2号**
 フリガナ **シズオカシテン**

9 支社(店)名称 **静岡支店**
 10 役職 **支店長** **支社(店)名称のみ記入する。**
 フリガナ **シズオカ イチロウ**
 受任者氏名 **静岡 一郎**

11 支社(店)電話番号 **054-221-1027**

12 支社(店)FAX番号 **054-221-1028** **「提出済」又は「未提出」と記載する。**

15 システム利用届 **提出済**

16 静岡市内における固定資産の有無 **有り**
静岡市内に土地や建物など、固定資産がある場合は「有り」、ない場合は「無し」と記載する。なお、ある場合は、納税証明書(コピー可)を添付すること。

19 行政書士が書類作成を行う場合に記入する。

- (1) この資格審査申請書は、本社(店)で作成し提出してください。
- (2) 「法務局又は市区町村登録印」は印鑑証明書の印鑑と一致させてください。
- (3) <7～12 委任する支店等に関する事項>については、支社(店)等に委任しないときは記載の必要はありません。
- (4) 記載上の注意点は次のとおりです。

項目	注意点
1 本社(店)郵便番号 2 本社(店)所在地	本社(店)の郵便番号及び所在地を記載してください。 登記上の所在地と営業上の所在地が異なる場合は、登記上の所在地を欄外に、営業上の所在地を本社欄に記載してください。
3 商号又は名称	商号又は名称は、法人種別は略さないで記載してください。 フリガナには「カブシキガイシャ」等法人種別は記載しないでください。

4 役職 代表者氏名	<p>【役職】 契約書などで使用する役職と一致させるようにしてください。 個人で役職を使用しない場合は、記載しないでください。</p> <p>【代表者氏名】 姓と名の間は1文字あけてください。</p>																		
5 本社（店）電話番号 6 本社（店）FAX番号	市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は使用しないでください。																		
7 支社（店）郵便番号 8 支社（店）所在地	支社（店）の郵便番号及び所在地を記載してください。																		
9 支社（店）名称	支社（店）名称の前に本社（店）名称を記載しないでください。																		
10 役職 受任者氏名	<p>【役職】 契約書などで使用する役職と一致させるようにしてください。</p> <p>【受任者氏名】 姓と名の間は1文字あけてください。</p>																		
11 支社（店）電話番号 12 支社（店）FAX番号	市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は使用しないでください。																		
13 担当者氏名 14 担当者電話番号	申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの当該申請についての質問に答えられる方）の氏名と連絡先を記載してください。																		
15 システム利用届	「提出済」又は「未提出」を選択してください。																		
16 静岡市内における固定資産の有無	静岡市内に土地や建物など、固定資産がある場合には「有り」、ない場合には「無し」を選択してください。なお、ある場合は、納税証明書（コピー可）を提出してください。																		
17 書類作成者	行政書士が書類作成を行う場合にのみ記載してください。																		
18 登録を受けている事業	<p>次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>測量業者</td> <td>測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録</td> </tr> <tr> <td>建築士事務所</td> <td>建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント</td> <td>建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録</td> </tr> <tr> <td>補償コンサルタント</td> <td>補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者</td> <td>不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録</td> </tr> <tr> <td>土地家屋調査士</td> <td>土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録</td> </tr> <tr> <td>地質調査業者</td> <td>地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録</td> </tr> <tr> <td>計量証明事業者</td> <td>計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録</td> </tr> </table> <p>※なお、記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書等（コピー可）が必要となります。</p>	測量業者	測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録	建築士事務所	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録	土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録	地質調査業者	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録	司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録	計量証明事業者	計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録
測量業者	測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録																		
建築士事務所	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録																		
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録																		
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録																		
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録																		
土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録																		
地質調査業者	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録																		
司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録																		
計量証明事業者	計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録																		

<様式1-2>

様式1-2

(用紙A4)

19 測量等実績高(税抜き)

<記載例>

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2か年間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 希望する:○ 希望しない:×
	年 月 日 年 月 日 (千円)	2年 1月 1日 2年 12月 31日 (千円)	年 月 日 年 月 日 (千円)	3年 1月 1日 3年 12月 31日 (千円)		
測量		259,598		250,213	254,906	○
建築関係建設コンサルタント業務		35,490		0	17,745	×
土木関係建設コンサルタント業務		513,782		560,506	537,144	○
地質調査業務		116,391		120,833	118,612	○
補償関係コンサルタント業務		126,671		173,351	150,011	○
その他		80,679		50,002	65,341	○
合計		1,132,611		1,154,905	1,143,758	

「2か年間の平均実績高」はあるが、「③ 直前1年度分決算」欄が「0円」の場合、認定できないため、注意すること。

20 有資格者数(人)

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	木 造 士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

認定を希望する業種以外の実績高は、全て「その他」の欄に記入する。
各決算年度の合計は、財務諸表の「売上」と一致させること。

総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工学部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門	総合技術監理部門 (地質調査)	地質調査
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第一種電気 主任技術者	P E C エンジニア	RCCM	地質調査技士	補償業務管理士	公共用地経験者	土地家屋調査士	司法書士	土地区画整理士
1	1	1	1	1	1	1	1	1

法人の場合、「登記事項証明書」の「資本金の額」ではないので注意すること。

21 総資本額	250,000	千円
資本額		
自己資本額	150,000	千円

【法人の場合】 貸借対照表における**資産合計**の額
 【個人(青色申告)の場合】 貸借対照表(資産負債調)における**資産合計**の額
 【個人(白色申告)の場合】 「0」(ゼロ)
 【法人の場合】 貸借対照表における**純資産合計**の額
 【個人(青色申告)の場合】 貸借対照表(資産負債調)における**(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸**
 【個人(白色申告)の場合】 「0」(ゼロ)

22 常勤職員の数 (人)	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④ 計	⑤役員等	23 営業年数	25	年
	25	10	0	35	5			

※⑤は④の内数

24 法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

記載上の注意点は次のとおりです。

項目	注意点
19 測量等実績高 (税抜き) ※創業や事業年度の変更がある場合は、6ページの枠内も参照のこと。	千円未満は四捨五入し、 <u>消費税は含めない</u> でください。 ②及び③の決算の合計は、各年度の財務諸表の損益計算書の売上等(税込方式の場合は、再計算し税抜額とすること。)と一致させ、差額については、「その他」としてください。 ⑤の認定希望の有無については、直前1年度分決算が「0円」のときには申請できないので、注意してください。
20 有資格者数 (人)	申請日において常時雇用している職員のうち、専ら測量・建設コンサルタント業務等に従事している各有資格者数を記載してください。 1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。(技術士、RCCM、APECエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合を含む) さらに、技術士において同一部門で選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載してください。 ただし、1人で同一種類である「一・二級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。 一級建築士の免許を受けている者が、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者である場合は、一級建築士欄にはカウントしません。構造設計、設備設計の両方を交付されている者は、それぞれ重複して記載してください。

	<p>自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないでください。</p> <p>「公共用地経験者」欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記載してください。</p> <p>工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者は外してカウントしてください。</p> <p>様式5「技術者経歴書」の内容と一致させてください。</p> <p>技術士の有資格者数欄の記入にあたっては、各部門の選択科目によっては計上できない場合があるので、下表を参考にして、十分注意して記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="459 672 1401 1339"> <thead> <tr> <th>有資格者数欄</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合技術管理部門 (地質を除く対象科目)</td> <td>以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目(「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。)</td> </tr> <tr> <td>建設部門</td> <td>「土質及び基礎」以外の選択科目</td> </tr> <tr> <td>農業部門</td> <td>「農業土木」</td> </tr> <tr> <td>森林部門</td> <td>「森林土木」</td> </tr> <tr> <td>水産部門</td> <td>「水産土木」</td> </tr> <tr> <td>下水道部門</td> <td>全選択科目</td> </tr> <tr> <td>衛生工学部門</td> <td>全選択科目</td> </tr> <tr> <td>電気電子部門</td> <td>全選択科目</td> </tr> <tr> <td>機械部門</td> <td>「機械設計」、「流体工学」又は「交通・物流機械、建設機械」</td> </tr> <tr> <td>情報工学部門</td> <td>全選択科目</td> </tr> <tr> <td>総合技術管理部門 (地質調査)</td> <td>下記「地質調査」欄の選択科目</td> </tr> <tr> <td>地質調査</td> <td>建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」</td> </tr> </tbody> </table>	有資格者数欄	選択科目	総合技術管理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目(「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。)	建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目	農業部門	「農業土木」	森林部門	「森林土木」	水産部門	「水産土木」	下水道部門	全選択科目	衛生工学部門	全選択科目	電気電子部門	全選択科目	機械部門	「機械設計」、「流体工学」又は「交通・物流機械、建設機械」	情報工学部門	全選択科目	総合技術管理部門 (地質調査)	下記「地質調査」欄の選択科目	地質調査	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」
有資格者数欄	選択科目																										
総合技術管理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目(「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。)																										
建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目																										
農業部門	「農業土木」																										
森林部門	「森林土木」																										
水産部門	「水産土木」																										
下水道部門	全選択科目																										
衛生工学部門	全選択科目																										
電気電子部門	全選択科目																										
機械部門	「機械設計」、「流体工学」又は「交通・物流機械、建設機械」																										
情報工学部門	全選択科目																										
総合技術管理部門 (地質調査)	下記「地質調査」欄の選択科目																										
地質調査	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」																										
21 資本額	<p>総資本額及び自己資本額は、次のとおりです。(千円未満四捨五入)</p> <table border="1" data-bbox="459 1429 1401 1624"> <tbody> <tr> <td>総資本額</td> <td>法人の場合 個人(青色申告)の場合 個人(白色申告)の場合</td> <td>貸借対照表における資産合計の額 貸借対照表(資産負債調)における資産合計の額 「0」(ゼロ)</td> </tr> <tr> <td>自己資本額</td> <td>法人の場合 個人(青色申告)の場合 個人(白色申告)の場合</td> <td>貸借対照表における純資産合計の額 貸借対照表(資産負債調)における(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸 「0」(ゼロ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸借対照表は、直前1年度分決算のものとしてください。</p> <p>※法人の場合、総資本額は「登記事項証明書」の「資本金の額」ではないので、注意してください。</p>	総資本額	法人の場合 個人(青色申告)の場合 個人(白色申告)の場合	貸借対照表における資産合計の額 貸借対照表(資産負債調)における資産合計の額 「0」(ゼロ)	自己資本額	法人の場合 個人(青色申告)の場合 個人(白色申告)の場合	貸借対照表における純資産合計の額 貸借対照表(資産負債調)における(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸 「0」(ゼロ)																				
総資本額	法人の場合 個人(青色申告)の場合 個人(白色申告)の場合	貸借対照表における資産合計の額 貸借対照表(資産負債調)における資産合計の額 「0」(ゼロ)																									
自己資本額	法人の場合 個人(青色申告)の場合 個人(白色申告)の場合	貸借対照表における純資産合計の額 貸借対照表(資産負債調)における(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸 「0」(ゼロ)																									
22 常勤職員の数 (人)	申請日において常時雇用している職員のうち、専ら測量・建設コンサルタント業務等に従事している職員の数に記載してください。																										
23 営業年数	申請しようとする業務に係る事業の開始日から申請日までで当該事業を中断した期間を除外した期間を記載してください。																										
24 法人番号	13桁の法人番号を記載してください。※個人の場合は、記載しないでください。																										

3 営業所一覧表<様式3>

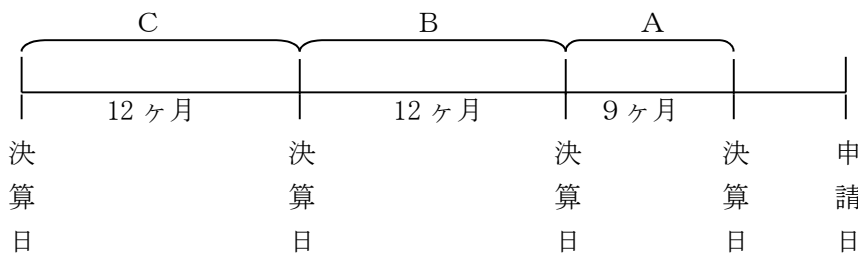
- (1) 常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載してください。
- (2) 登記上の本店を一番最初に記載してください。また、登記上の所在地と営業上の所在地が異なる場合は、営業上の所在地を記載してください。
- (3) 支店の場合、名称欄には、商号や本社（店）名称を省略してください。
- (4) 現況報告書の写しの提出があれば提出を省略することができます。

4 測量等実績調書<様式4>

- (1) 認定を希望する業種ごとに調書を提出してください。
- (2) 直前決算日から過去2年間における各年の主な完成業務を記載してください。
- (3) 記載する完成業務は、様式1-2の「回 測量等実績高」の決算時期と一致させてください。
- (4) 現況報告書の写しの提出があれば提出を省略することができます。ただし、現況報告書の写しに審査対象となる業務の実績が記載されていない場合には、当該審査対象業務についての測量等実績調書を提出してください。

直前決算日から過去2年の間に創業や事業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定します。

例1) 事業年度を変更したため、申請日の直前2ヶ年間に含まれる各事業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合



直前2年の事業年度の合計月数 (A+B=21ヶ月)
不足月数 24-21=3ヶ月

$$\boxed{\text{計算式}} \quad \frac{A + B + (C \times 3/12)}{2} = \text{直前2ヶ年間の年間平均実績高}$$

例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24ヶ月に満たない場合

$$\boxed{\text{計算式}} \quad \text{各事業年度の実績高の合計額} \times 1/2 = \text{直前2ヶ年間の年間平均実績高}$$

例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合
→移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めます。

5 技術者経歴書<様式5>

- (1) 様式1-2の20有資格者数に記載した資格を有する者は、必ず記載してください。
- (2) 現況報告書の写しを提出すれば、当該審査対象業務の技術者経歴書の提出を省略できます。
※補償関係コンサルタント業務については、現況報告書の写しを提出しても省略できません。

6 登記関係書類

- (1) 法人の場合、登記事項証明書（履歴（現在）事項証明書）を提出してください。
- (2) 個人の場合、本籍地の市区町村役場発行の「身分証明書」及び、東京法務局発行の「登記事項証明書（登記されていないことの証明）」を提出してください。
- (3) 申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (4) コピーで構いません。

7 印鑑証明書

- (1) 法人の場合、法務局が証明するものを提出してください。
- (2) 個人の場合、市区町村が証明するものを提出してください。
- (3) 申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (4) コピーで構いません。

8 登録証明書等

- (1) 営業に際し、法律上必要とする登録証明書等を提出してください。
- (2) 次の業務区分を希望する場合、申請の際に次の証明書等が必要となります。

業種区分	業務区分	必要な証明書
測量	測量一般	測量業者登録証明書
	地図の調整	
	航空測量	
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所登録証明書
補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面

- (3) 申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (4) コピーで構いません。
- (5) 申請者が以下の登録事業の登録業者である場合は、各登録規程による現況報告書等の写しを提出してください。

現況報告書の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもので、申請日の直近2年分を提出してください。

なお、新たに登録された業務で現況報告書を提出していない場合、登録通知文の提出が必要です。
※現況報告書等の写しの提出が必要なものと及び証明書等の発行窓口は次のとおりです。

登録事業	添付書類	発行窓口
測量業者	測量業者登録証明書	国土交通省地方整備局
建築士事務所	建築士事務所登録証明書	都道府県又は都道府県指定事務所登録機関
建設コンサルタント	現況報告書 ※受付印及び確認印があるもの	国土交通省地方整備局

補償コンサルタント	現況報告書 ※受付印及び確認印があるもの	国土交通省地方整備局
不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	都道府県
土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面（その他に、土地家屋調査士法第4条の資格を有する方がいる場合は、合格したことがわかるもの等を添付してください。）	土地家屋調査士会
地質調査業者	現況報告書 ※受付印及び確認印があるもの	国土交通省地方整備局
司法書士	司法書士であることを証する書面	司法書士会
計量証明事業者	計量証明事業者であることを証する書面 (計量証明事業登録簿謄本等)	都道府県

(6) 申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。(現況報告書の写しを除く。)

9 財務諸表

(1) 申請日の直近2期分を提出してください。

ただし、事業年度の変更等により直近2期分が2年に満たない場合は、合算して2年以上となるよう直近3期以前分も提出してください。(創業により2年に満たない場合は除きます。)

なお、財務諸表が添付されている現況報告書の提出があれば提出を省略することができます。

(2) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表(消費税にかかる処理方法が確認できるもの)を提出してください。

※個人の場合は、株主資本等変動計算書及び注記表の提出は不要です。

10 市民税・固定資産税納税証明書(静岡市分のみ)

(1) 法人の場合、法人市民税は決算期により証明される直近2年分(24か月分)を、固定資産税は請求可能な直近2年度分を提出してください。

(2) 個人の場合、個人市民税・固定資産税ともに請求可能な直近2年度分を提出してください。

(3) 未納がないことの証明書を提出してください。

ただし、最終納期限以前に証明書を請求した場合には、未納額が記載され摘要欄に「納期未到来」と表示されていますが、構いません。

(4) 申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

(5) コピーで構いません。

11 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(1) 未納額がないことを証明する「その3様式」を提出してください。

(2) 個人の場合は、(その3の2)、法人の場合は、(その3の3)でも提出可能です。

(3) 申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

(4) コピーで構いません。

12 委任状

- (1) 支社（店）等に委任しない場合は、提出不要です。
- (2) 受任者使用印欄に、契約に使用する印鑑を押印してください。
- (3) 社印（角印）を併用する場合は、受任者使用印欄の横に押印してください。
- (4) 日付は提出日としてください。

13 使用印届

- (1) 契約に使用する印鑑が、代表者印（法人の場合は法務局登録印、個人の場合は市区町村登録印）と異なる場合に提出してください。
- (2) 社印（角印）を併用する場合は、提出してください。
- (3) 委任をする場合は、委任状で受任者使用印鑑を確認できるため、提出は不要です。
- (4) 日付は提出日としてください。

14 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

- (1) 誓約書兼同意書には、法務局又は市区町村登録印を押印し、使用印は押印しないでください。
- (2) 委任がある場合も、申請者が作成し提出してください。
- (3) 法人の場合、誓約書兼同意書の氏名欄は職氏名だけではなく、商号又は名称も忘れずに記載するようにしてください。
- (4) 誓約書兼同意書の日付は提出日としてください。

15 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【別紙】

- (1) 法人の場合、登記事項証明書「役員に関する事項」に記載されている役員（取締役、監査役等のほか、支配人が契約を締結するときはその者も含む）全員を記載してください。
- (2) 支社（店）等への委任がある場合は、受任者も記載してください。
- (3) 記載にあたっては、静岡市HP「令和4・5年度 測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請（随時）」の別表中No.15「暴力団排除に関する誓約書兼同意書【別紙】」欄の「別紙記載例」を参照してください。

※個人の場合、マイナンバーカードや番号通知カードの写し等は提出しないでください。

16 法人番号指定通知書の写し

- (1) 法人の場合、国税庁長官から通知された法人番号指定通知書の写しを提出してください。
※国税庁法人番号公表サイトの検索結果コピーでも可とします。
- (2) 個人の場合、個人番号通知カードの写し等は提出しないでください。

別 建設コンサルタント入札参加資格審査申請内容一覧表

この書類は、エクセルファイルを使用する場合、様式1-1、様式1-2、様式2を作成すると自動的に作成されます。なお、PDFファイルを使用する場合は自動的に作成されないため、直接入力又は記載してください。

※フラットファイルには綴らないでください。

<記載例>

令和4・5年度 建設コンサルタント入札参加資格審査申請内容一覧表

1 商号、所在地等		4 登録・希望業務(該当欄に○)	
(1) 本社又は本店に関する事項(主たる営業所)		(1) 土木関係建設コンサルタント(建設コンサルタント)	
所在地	〒 420 - 8602	部門	登録 希望
※都道府県名から記載	静岡県静岡市葵区追手町5番1号	1 河川	○ ○ 12
フリガナ		2 港湾	13 ○
商号又は名称			
代表者 役			
フリガナ			
氏名			
TEL			
FAX			
(2) 委任する支店		(2) 土木関係建設コンサルタント(その他)	
所在地		部門	希望
※都道府県名から記載		1 交通量	4 分析解析
フリガナ	シズオカシテン	2 環境調査	5 宅地造成
支店名称等	静岡支店	3 経済調査	6 電算関係
受任者 役職名	支店長		
フリガナ	シズオカ イチロウ		
氏名	静岡 一郎		
TEL	054-221-1027		
FAX	054-221-1028		
2 登録を受けている事業(登録がある場合は○)		(3) 補償関係コンサルタント	
登録事業名	登録事業名	部門	登録 希望
1 測量業者	○ 7 土地家屋調査士	1 土地調査	5 営業補償
2 建築士事務所	○ 8 司法書士	2 土地評価	○ ○ 6 事業損失
3 建設コンサルタント	○ 9 計量証明(濃度)	3 物件	7 補償関連
4 地質調査業者	○ 10 計量証明(首庄)	4 機械工作	○ ○ 8 総合補償
5 補償コンサルタント	○ 11 計量証明(振動)		
6 不動産鑑定業者			
3 認定希望業種(希望する:○、希望しない:×)		5 会社概要等	
業 務 名	直前2年間の平均実績高	希望	
1 測量	254,906 千円	○	
2 建築関係コンサルタント	17,745 千円	×	
3 土木関係コンサルタント	537,144 千円	○	
4 地質調査	118,612 千円	○	
5 補償関係コンサルタント	150,011 千円	○	
直前2年度分決算期		直前1年度分決算期	
2年 1月から 2年12月まで		3年 1月から 3年12月まで	
年 月から 年 月まで		年 月から 年 月まで	
市チェック欄(ここからは記入しないこと)			
市内・市外	新規・継続	市内委任・市外委任	
10 申請	20 業態	30 営業所	40 実績
50 技術者	60 登記等	70 印鑑	80 登録・現況
90 財務	100 市民税・固定税	110 消費税	120 委任状
130 使用印	140 誓約書	150 法人No.	別○ 表・済・封筒
処理担当者印	不備有り受付	審査一次	入力一次
		審査二次	入力二次

この書類は、様式1-1、様式1-2、様式2を作成すると、自動的にその内容が表示される。(直接入力ではできない。)

上記3つの様式を作成後、一覧表の内容を確認すること。

ただし、PDFファイルを使用する場合は、自動表示されないため、全て直接入力すること。

別 受付済証

- (1) 上段2箇所(商号又は名称)に記載してください。
- (2) ファイルには綴らないでください。

別 返信用封筒

- (1) 定形封筒に宛先を記入し、84円切手を貼ってください。(受付済証の返信用として使用します。)
- (2) ファイルには綴らないでください。

入札参加資格審査申請に関するQ & A

Q-1	入札参加資格審査申請書の（宛先）が静岡市長及び静岡市公営企業管理者となっていますが、静岡市長と静岡市公営企業管理者用に2枚、申請書を作成する必要がありますか？
A-1	必要ありません。 様式のとおり、（宛先）は静岡市長及び静岡市公営企業管理者として1枚作成・提出して頂ければ結構です。
Q-2	申請書類の記入項目に色が付いていますが、カラーコピーで提出しますか。
A-2	白黒印刷で結構です。 記入箇所を分かりやすくするために色を付けていますが、提出する際はカラー印刷の必要はありません。
Q-3	システム利用届を提出していないと、申請できませんか。
A-3	申請できます。 ただし、システム利用届を提出していない場合は、認定されても入札に参加できません。（随意契約を除く。） 【システム利用届提出の流れ】 入札参加資格審査申請書提出 → 審査 → 認定通知書受領 → システム利用届提出 注）入札参加資格審査申請書とシステム利用届は、同時に提出できません。 認定通知書を受領してから、提出してください。 なお、システム利用届は原則、窓口持参です。郵送を希望する場合は、事前に契約課へお問い合わせください。
Q-4	エクセルファイルの「建設コンサルタント入札参加資格審査申請内容一覧表」ですが、入力しようとしても入力できません。どうしたら良いですか？
A-4	「建設コンサルタント入札参加資格審査申請内容一覧表」は様式1-1、様式1-2及び様式2に必要事項を全て入力すると、自動的にその内容が表示されるよう設定してあるため、入力の必要はありません。 様式1-1、様式1-2及び様式2の入力をお願いします。
Q-5	静岡市内に静岡営業所がありますが、オフィスは賃貸のため、固定資産（土地・建物）はありません。この場合、固定資産がない証明書を添付する必要がありますか。
A-5	必要ありません。 様式1-1の16「静岡市内における固定資産の有無」欄に、「無し」と記載してください。

Q-6	固定資産税の納税証明書は、請求可能な直近2年度分を提出することになっていますが、納期が来ていないために納めていない分があります。その証明書でも良いのでしょうか？
A-6	納期の関係で未納額がある場合がありますが、納期未到来による未納は問題ありません。（この場合摘要欄に「納期未到来」の記載があります。）

Q-7	「消費税及び地方消費税納税証明書」は（その1）でも良いですか。
A-7	未納がないことを証明する（その3）の提出をお願いします。 法人の場合・・・（その3の3） 個人の場合・・・（その3の2）でも構いません。 ※（その1）に掲載されている未納額は単年度分であり、それ以前の未納額については確認できません。

Q-8	免税業者ですが、「消費税及び地方消費税」の納税証明書は提出するのですか？
A-8	提出します。 免税業者でも、納税証明書は発行されます。未納がないことの確認をしますので、提出をお願いします。 法人・・・納税証明書（その3）又は（その3の3） 個人・・・納税証明書（その3）又は（その3の2）

Q-9	法人の場合は、「登記簿謄本」を提出すると思いますが、個人の場合は、何を提出すれば良いのですか？
A-9	以下の①及び②の書類を提出してください。 ① 身分証明書（本籍地の市区町村で発行） ② 登記されていないことの証明書（東京法務局又は全国の法務局・地方法務局（本局）で発行）

Q-10	「納税証明書」や「登記事項証明書」などの各証明書は、いつまでの発行日が有効ですか？
A-10	申請日から3か月以内に発行されたものが有効です。

Q-11	測量等実績調書（様式4）と技術者経歴書（様式5）ですが、社内で作成した様式でも良いのでしょうか？記載項目は静岡市独自様式で指定された内容が全て含まれています。
A-11	必要項目が全て含まれていれば、静岡市独自様式でなくても結構です。

Q-12	前々年の決算では実績高があるものの、前年の決算では実績高がない業務があります。この場合、この業務の申請はできますか？
A-12	申請できません。 直近1年の実績が「0」の業務は、申請できません。

Q-13	測量業者、建築士事務所、土地家屋調査士などの登録を受けている場合は、登録証明書（写）を添付することになっていますが、登録の通知文（5年更新）でも良いですか？
A-13	登録の通知文（5年更新）では、更新時期によって、5年近く前のものになってしまいうため、「証明願い」を証明者に提出し、申請日から3か月以内に発行された登録証明書（写）を添付してください。
Q-14	計量証明事業者の登録を受けている場合についても、測量業者等の場合と同様に登録の通知文（5年更新）ではだめですか？
A-14	測量業者等の登録を受けている場合同様、申請日から3か月以内に発行された計量証明事業登録簿（写）を添付してください。都道府県が窓口となりますので、HP等で申請方法を確認してください。
Q-15	「使用印届」は、どのような場合に提出しなければならないのですか？
A-15	契約書に使用する印鑑が、印鑑証明書（登録印）と違う場合に提出して頂きます。ただし、本社・本店から支店等に委任し、委任状の「受任者使用印鑑」欄に押されている印鑑を使用する場合は、提出の必要はありません。
Q-16	「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」については建設工事や物品の入札参加資格審査申請時、既に提出していますが、今回の申請でも提出が必要ですか？
A-16	業務ごとに提出が必要ですので、今回の申請でも提出をお願いします。
Q-17	申請書を契約課窓口へ持参する予定でいますが、その場合、宛名を記入し84円切手を貼った返信用封筒は必要ありませんか？
A-17	必要です。 申請書を審査した結果、「受付済証」を申請者へ送るために必要となりますので、窓口持参の場合でも、返信用封筒は必ず添付してください。